

・ **市町村合併に対する包括的財政措置（特別交付税措置）**

合併市町村に対して、合併年度又はその翌年度から3か年にわたり特別交付税による包括的財政措置が行われます。

**【対象事業】**

新しいまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正、土地開発公社の経営健全化 等



## 用語説明

### 合併協議会（任意協議会と法定協議会）

合併協議会とは、地方自治法及び合併特例法の規定に基づき設置されるものをいいます。

しかし、この合併協議会が設置される前に、基本的な調査や話し合いを進めるため、法律に基づかない協議会が設置される場合があります、これを「任意協議会」と呼んでいます。

これに対して、法律に基づく本来の合併協議会を「法定協議会」と呼んでおり、設置するためには、関係市町村の議会の議決が必要となります。

### 地方分権

地方分権とは、一定の地域における住民とその代表機関の自己決定権を拡充することです。

たとえば国から県や市町村、あるいは県から市町村に対する関与を廃止・縮減したり、国や県が保有している事務権限や財源を委譲することになります。

また、地方分権を進める目的は、住民の住民による住民のための政治・行政を地域で実現するという意味で地方自治の伸長を図り、潤いと真の豊かさの実感できる地域を創っていくことです。

### 広島市・熊野町合併問題等調査研究会

平成13年6月、合併問題に関する資料の収集や分析・加工、市町の行政課題に関する調査・研究を行うことを目的として設置した広島市と熊野町の職員による事務レベルの研究会です。

また、本町ではこの他にも、広島市・安芸郡陸地部3町合併問題等合同勉強会、安芸郡陸地部3町合併調査研究会、呉市・熊野町・坂町合併問題等調査研究会を設置し、合併問題に関する検討を進めています。

### 基金

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいいます。

基金は、地方公共団体において任意に設置することができ、その設置は条例によらなければならないとされています。

### ティーム・ティーチングと少人数指導

ティーム・ティーチングは、一つの授業を複数の教師が協力して指導にあたる形態を幅広く指すものであり、少人数指導は、例えば一つの学級を二つのグループに編成し、それぞれのグループごとに教師が付いて指導にあたる形態を言います。

これらの指導方法の工夫により、児童・生徒一人ひとりに目の行き届いたきめ細かな指導を容易にするとともに、習熟度別に授業を組織したり、興味・関心に応じた授業を組織することができます。